

平成 30 年 6 月市議会 建設水道委員会資料

第 70 号議案 工事の施行協定の締結について

市道大橋町赤迫 1 号線道路改良事業に係る立体交差新設工事

(Ⅱ期工事)の施行

目 次

1 工事施行協定の概要	1 ページ
2 位置図	2 ページ
3 工事図面	3 ページ
4 工程表	4 ページ
5 現況写真	5 ページ
6 基本協定書	6～10 ページ

土 木 部

平成 30 年 6 月



## 工事施行協定の概要

### 1 協定の必要性

市道大橋町赤迫1号線道路改良事業において、JR長崎本線の下をくぐる道路（アンダーパス）を建設するにあたり、鉄道部分及び周辺の工事については、技術的専門知識を有し、運行している鉄道との工事調整を遂行できる九州旅客鉄道株式会社が行う必要があり、既に締結している鉄道部分のⅠ期工事に引き続き、周辺工事のⅡ期工事を締結する必要があるため。

### 2 協定の概要

- (1) 相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 青柳 俊彦
- (2) 工事費 340,000,000円
- (3) 施行期間 平成30年度～平成31年度
- (4) 内容

#### ①工事の施行

市道大橋町赤迫1号線道路改良事業に伴う立体交差新設工事を行うにあたっては、道路施設、鉄道施設を九州旅客鉄道株式会社が施行するものとする。

#### ②工事に要する費用及び負担

工事に要する費用は総額340,000千円とし、線路などの鉄道施設分の工事が42,439千円、橋梁、擁壁などの道路施設分の工事が297,561千円となり、長崎市が全額負担するものとする。

#### ③年度協定及び支払い

各年度の工事の実施にあたっては、別途、工事施行に関する詳細な年度協定を毎年度締結し、年度毎に支払いを行うものとする。

#### ④工事の執行

工事の執行にあたり、相互に公正性、透明性の確保に努めるものとする。

### 3 工事の概要

- (1) 事業名 【補助】道路新設改良事業費 大橋町赤迫1号線
- (2) 工事場所 長崎市 中園町、赤迫1丁目及び柳谷町
- (3) 工事内容 延長 9.0メートル  
橋梁 9.0メートル  
擁壁工 86.0メートル  
復旧工 一式

# 位置図



国道206号

JR長崎本線

三芳町若竹町線

I期工事(鉄道部工事)  
L=24m

II期工事(周辺部工事)  
L=9m

赤迫電停

大橋町赤迫1号線  
L=60m W=10.5m

中園公園

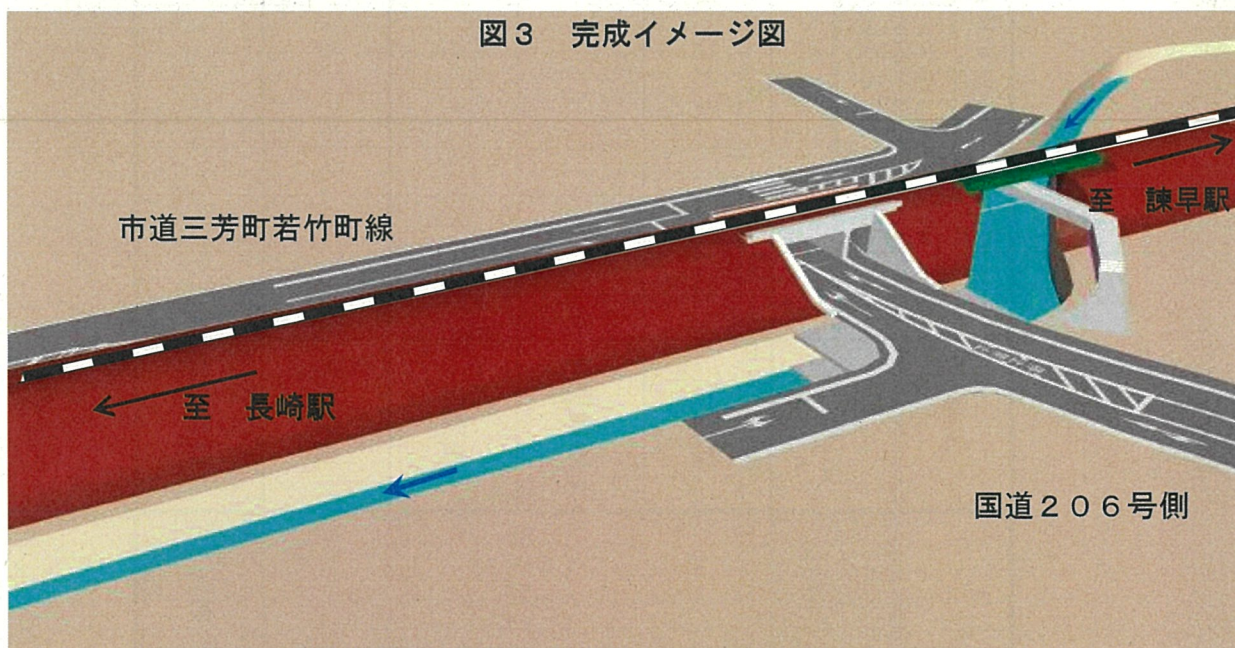
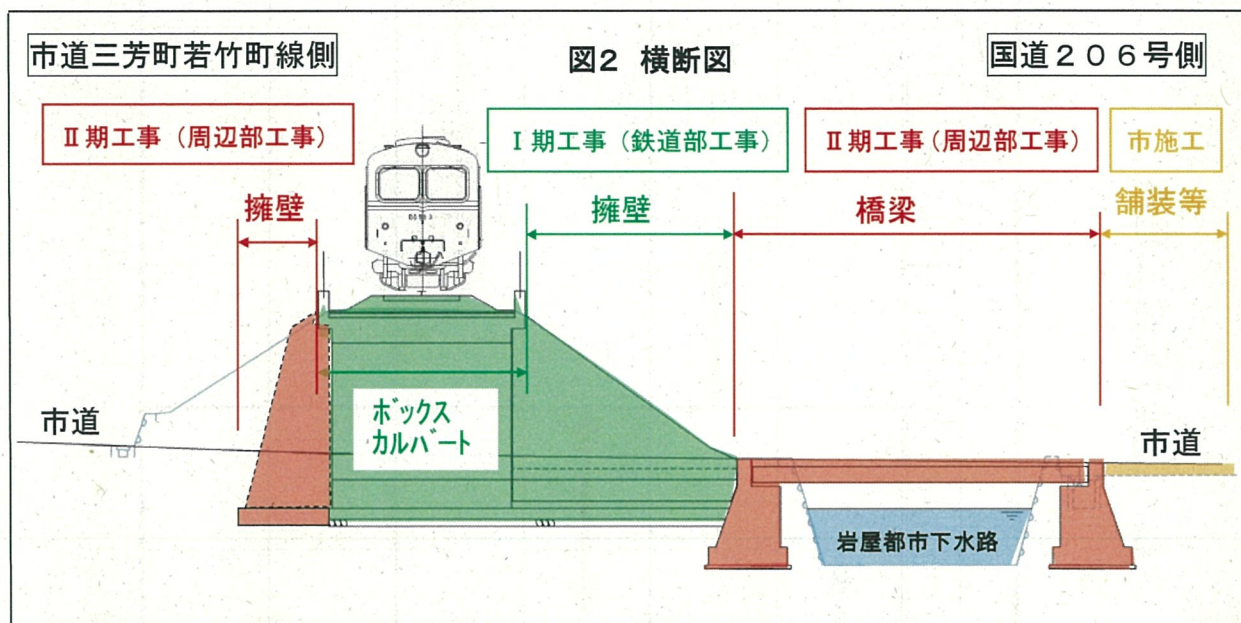
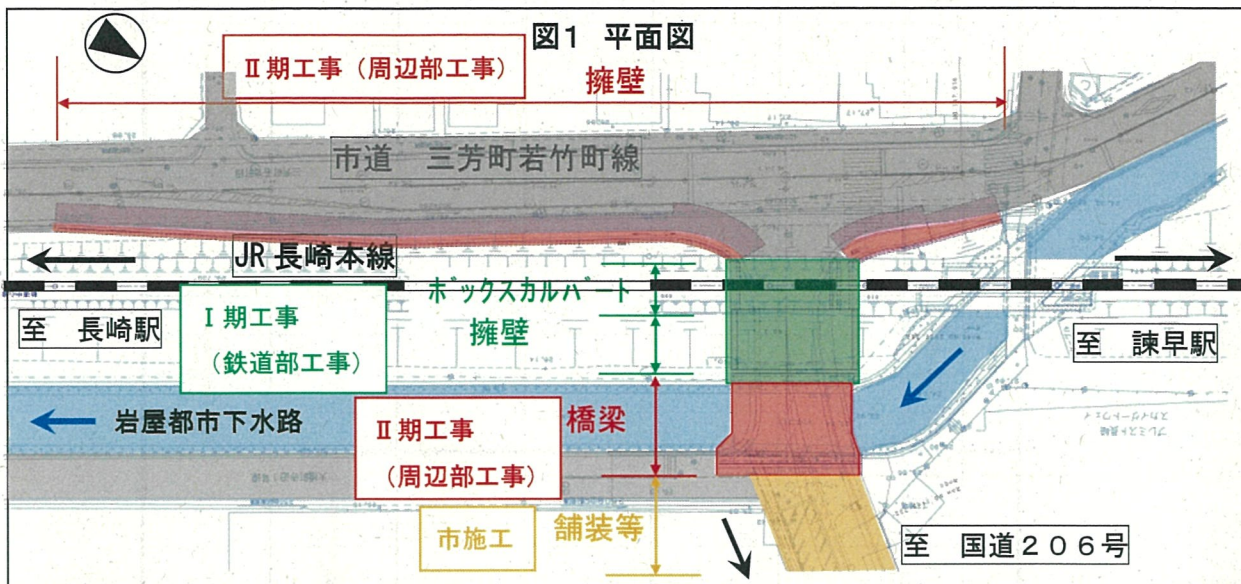
## 【全体計画】

事業期間:平成20年度~平成32年度  
事業計画:延長L=60m、幅員W=10.5m  
総事業費:892,000千円

## 凡例

	I期工事(平成26年度~平成30年度)
	II期工事(平成30年度~平成31年度)
	市施工(平成32年度)

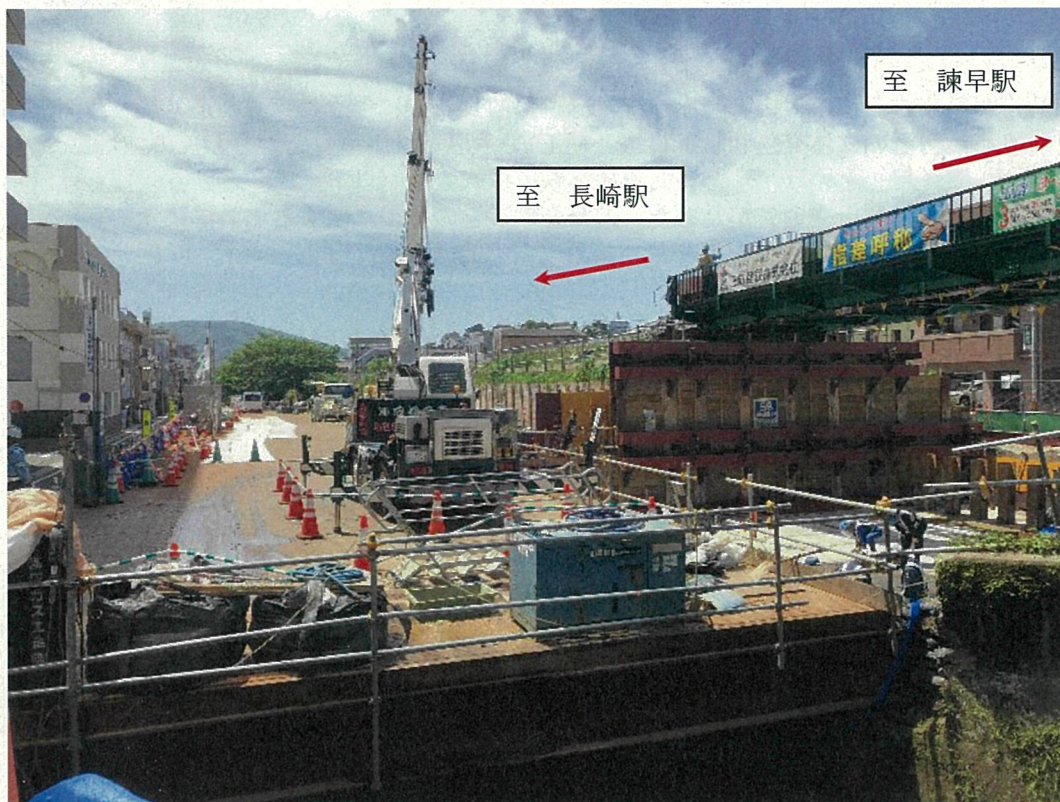
# 工事図面



### 大橋町赤迫1号線工程表

	工種	平成30年度												平成31年度												平成32年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
I 期工事	函体工等	平成26年度～平成30年度																																			
II 期工事	仮設工																																				
	土留擁壁工																																				
	橋梁工																																				
	復旧工																																				
市施工	舗装工等																																				

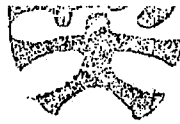
現況写真 (平成 30 年 5 月 24 日時点)



作業ヤード



施工箇所



## 基本協定書



長崎市が実施する市道大橋町線赤迫1号線道路改良事業に伴う長崎線 道ノ尾・西浦上間線 7k100m付近の立体交差新設工事（Ⅱ期工事）（以下「工事」という。）の施行について、長崎市（以下「甲」という。）と、九州旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成15年3月20日付国土交通省が定めた「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」及び同日付「同細目要綱」に基づき次のとおり基本協定を締結する。

### （工事の位置、設計及び工程）

第1条 工事の位置、設計及び工程は、別添図書及び別紙1工程表のとおりとする。

### （工事の施行）

第2条 工事は、次により乙が施行するものとする。

道路施設 仮設工、橋梁工、土留擁壁工 一式

鉄道施設 法面復旧、軌道整備等、電気設備支障移転復旧等、用地図修正等 一式

2 甲は、鉄道に近接して工事を行う場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

### （工事の費用及び負担）

第3条 工事に要する費用は、別紙2計画予算のとおり総額概算340,000千円《負担金工事経費42,439千円、受託工事経費総額297,561千円（うち取引に係わる消費税及び地方消費税相当額22,041千円、消費税等相当額を除く受託工事経費275,520千円）》を甲が全額負担するものとする。なお、年度毎の予算額の変動に関しては、総額概算額に増額が伴わない限り基本協定の変更を行わないものとする。

### （年度協定）

第4条 各年度の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、工事の継続に支障しないように各年度当初速やかに年度協定を締結するものとする。

3 甲は、前項の各年度の実施協定において、第1条の別紙1工程表に基づく、必要な予算を確保できない場合は、乙は速やかに旅客公衆並びに列車運行等の安全を確保できる範囲で工事を中断するものとする。なお、工事の中断に伴う工事費等の増額については甲が全額負担するものとする。

4 事業の中止及び長期中断により生じる費用は、甲の全額負担とする。

5 第3項による工事の遅れについては、乙は一切責任を負わないものとする。

### （工事の施行期間）

第5条 工事の施行期間は、平成30年度から平成31年度までとする。

### （設計変更及び工事費の精算）

第6条 工事の設計変更又は物価労賃の変動等により工事費に変動をきたす場合は、あらかじめ甲・乙協議するものとし、工事に支障をきたさないようにするものとする。

2 工事費は、工事完了後速やかに精算するものとする。



(施設の帰属及び管理)

第7条 工事完了後の施設の帰属及び管理区分は、第2条に基づき次のとおりとする。

道路施設 甲  
鉄道施設 乙

(添架)

第8条 乙は、鉄道事業上必要となる場合は、乙の施設を甲の管理する架道橋に無償で添架することができるものとし、その実施にあたっては別途甲・乙協議するものとする。

(撤廃物等の処理)

第9条 工事施行の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする。

2 工事の施行上購入し又は設備した物件で工事完了後残存するものは、その評価額を工事費をもって精算するものとする。

(用地の処理)

第10条 甲は、新たに架道橋の交差部となる乙の用地(別紙丈量図に緑色(黒斜線)で示す部分)約150平方メートルについて、甲の施設物存続中無償で使用できるものとする。

2 甲は、乙が施行のため必要とする乙以外の用地については、工事期間中無償で乙が使用できるよう措置するものとする。

3 用地杭建植及び用地図修正が必要となるため、それに係る費用は甲において負担し乙において行うものとする。なお、詳細については別途協議するものとする。

(行政上の手続き)

第11条 工事に伴う行政上の手続きは、甲・乙協議のうえ処理するものとし、甲はあらかじめ関係機関と調整を図るものとする。

(家屋等の調査及び補償)

第12条 家屋等の事前・事後調査については甲が実施するものとし、工事完了後事後調査のうえ発生した被害については、甲・乙協議のうえ甲が処理するものとする。

(損害の処理)

第13条 工事に伴う損害は、甲・乙協議のうえ乙の責めに帰する場合を除き、甲が処理するものとする。

(苦情等の処理)

第14条 工事に伴う第三者からの苦情等は、甲・乙協議のうえ甲が処理するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第15条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(協定書の取扱い)

第16条 この協定は、長崎市議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときに本協定として成立するものとする。

2 甲は、当該議決を得たときは速やかに乙にその旨を通知するものとする。

(その他)

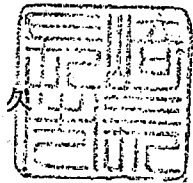
第17条 前各条に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲・乙協議のうえ処理するものとする。

以上、協定の証としてこの証書2通を作成し、甲・乙おのおの記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成30年5月14日

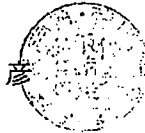
甲 長崎市桜町2番22号  
長崎市  
代表者 長崎市長

田上 富



乙 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号  
九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長

青柳 俊彦



# 工 程 表

件名：長崎線 道ノ尾・西浦上間127k100m付近の立体交差新設工事(Ⅱ期工事)

施工者 区分	工事種類	平成30年度												平成31年度												記 事			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
乙	【負担金工事】																												
	(土木)																												
	法面復旧																												
	(軌道)																												
	軌道整備																												
	(電気)																												
	支障移転復旧																												
	(信通)																												
	支障移転復旧																												
	(用地)																												
	用地図修正等																												
	【受託工事】																												
	(土木)																												
	仮設工																												
	橋梁工																												
	土留擁壁工																												

## 計 画 予 算

件名：長崎線 道ノ尾・西浦上間127k100m付近の立体交差新設工事（Ⅱ期工事）

（単位：千円）

種別	大科目	中科目	計画予算工種	単位	数量	金額	記事
総 額						340,000	
負担金工事経費				式	1	42,439	
	負担金工事			式	1	40,495	
		土木		式	1	20,000	
			法面復旧	式	1	20,000	
		軌道		式	1	10,000	
			軌道整備	式	1	10,000	
		電気		式	1	1,780	
			支障移転復旧	式	1	1,780	
		信通		式	1	6,615	
			支障移転復旧	式	1	6,615	
		用地		式	1	2,100	
			用地図修正等	式	1	2,100	
	管理費			式	1	1,944	率計算による
受託工事経費総額				式	1	297,561	
	受託工事経費			式	1	275,520	
	受託工事費			式	1	249,100	
		土木		式	1	249,100	
			仮設工	式	1	98,795	
			橋梁工	式	1	20,305	
			土留擁壁工	式	1	130,000	
	管理費			式	1	11,957	率計算による
	工事付帯費			式	1	14,463	
	消費税等相当額			式	1	22,041	受託工事経費の8%